

福岡地区水道企業団競争入札参加停止等措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡地区水道企業団における契約事務等の厳正かつ公正な執行を確保するため、福岡地区水道企業団契約事務規程（昭和48年福企管理規程第6号）第4条の規定に基づき競争入札有資格者名簿に登載された者（以下「有資格者」という。）に対する競争入札参加停止及び競争入札参加資格の取消し並びに有資格者以外の者に対する排除措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 削除

(競争入札参加停止又は競争入札参加資格取消し)

第2条 企業長は、有資格者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表1、2各号」という。）に掲げる措置要件の1に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について一般競争入札参加停止及び指名停止（以下「競争入札参加停止」という。）の措置を行うものとする。

2 企業長は、競争入札参加停止を行ったときは、その競争入札参加停止の期間中においては当該競争入札参加停止に係る有資格者を一般競争入札にあつては入札参加資格がないものと、指名競争入札にあつては指名しないものとする。

3 企業長は、有資格者が別表第3の各号に掲げる要件に該当するときは、競争入札参加資格を取り消し、入札に参加させないものとする。

4 企業長は、競争入札参加停止又は競争入札参加資格取消しを行った有資格者に現に一般競争入札参加資格を有することを確認（指名競争入札にあつては指名）しているときは、その確認（指名競争入札にあつては指名）を取り消すものとする。

(排除措置)

第2条の2 企業長は、有資格者以外のものが別表1、2各号又は別表第3各号に掲げる要件の1に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該者について本企业団発注の工事又は製造の請負、委託、物品の購入等の契約から排除する措置（以下「排除措置」という。）を行うものとする。

2 企業長は、排除措置を行ったときは、その排除措置期間中においては、当該排除措置に係る者を一般競争入札にあつては入札参加資格がないものとする。

3 企業長は、排除措置を行った者を現に一般競争入札参加資格を有することを確認しているときは、その確認を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体の構成員に関する競争入札参加停止等又は競争入札参加資格取消し)

第3条 企業長は、第2条第1項の規定による競争入札参加資格停止又は前条第1項の規定による排除措置（以下「競争入札参加停止等」という。）を行う場合において、当該競争入札参加停止について責を負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の競争入札参加停止等の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、競争入札参加停止等を併せ行うものとする。

2 企業長は、共同企業体が別表1、2各号に掲げる措置要件の1に該当するときは、当該共同企業体の構成員（明らかに当該競争入札参加停止等についての責を負わないと認められる者を除く。）に対し、情状に応じて別表1、2各号に定めるところにより期間を定め、競争入札参加停止等を行うものとする。

3 企業長は、共同企業体が別表第3に掲げる要件に該当するときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該要件についての責を負わないと認められる者を除く。）に対し、競争入札参加資格の取り消しを行い、又は当該共同企業体の有資格者以外の者である構成員（明らかに当該要件についての責を負わないと認められる者を除く。）に対し、排除措置を行うものとする。

(競争入札参加停止等の期間の特例)

第4条 有資格者又は有資格者以外の者（以下「有資格者等」という。）が1の事案により別表1、2各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ競争入札参加停止等の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格者が次の各号の1に該当することとなった場合における競争入札参加停止等の期間の短期は、それぞれ別表1、2各号に定める短期の2倍の期間とする。
 - (1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る競争入札参加停止等の期間の満了後1力年を経過するまでの間（競争入札参加停止等の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。
 - (2) 別表第2第1号から第2号まで又は第3号から第6号までの措置要件に係る競争入札参加停止等の期間の満了後3力年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第2号まで又は第3号から第6号までの措置要件に該当することとなったとき。（前号に掲げる場合を除く。）。
- 3 企業長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があると認めた場合において、別表1、2各号及び前2項の規定による競争入札参加停止等の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、競争入札参加停止等の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 企業長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表1、2各号及び第1項の規定による長期を超える競争入札参加停止等の期間を定める必要があるときは、競争入札参加停止等の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。ただし、本項の規定により定める長期の期間は、36力月を超えることができない。
- 5 競争入札参加停止等の期間中の有資格者等が、新たに別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなった場合における競争入札参加停止等の期間は、新たに競争入札参加停止等を行うこととなった措置要件に応じて定める競争入札参加停止等の期間に既に行っている競争入札参加停止等の残期間に相当する期間を加えた期間とする。ただし、当該期間は36か月を超えることができない。
- 6 企業長は、競争入札参加停止等の期間中の有資格者等について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表1、2各号及び第1項から第4項までに定める期間の範囲内で競争入札参加停止等の期間を変更することができる。
- 7 企業長は、競争入札参加停止等の期間中の有資格者等が、当該事案について責任を負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格者等について競争入札参加停止等を解除するものとする。

（競争入札参加停止措置の優先）

第4条の2 第2条第1項による競争入札参加停止の措置を行うべき事由と競争入札参加資格の取消し又は競争入札有資格者名簿からの削除を行うべき事由が併存する場合は、当該競争入札参加停止の措置を行った後、取消し及び名簿からの削除を行うものとする。

（競争入札参加停止措置期間の継続）

第4条の3 競争入札参加停止の期間が、有資格者名簿の登載期間を超える場合においても、競争入札参加停止の期間は継続するものとする。

- 2 競争入札有資格者名簿から削除された者等が、新たに競争入札有資格者名簿に登載され、当該削除前の事由による競争入札参加停止の期間が満了していない場合は、名簿登載後、当該競争入札参加停止の期間が満了するまで競争入札参加停止を継続するものとする。
- 3 排除措置を受けた者が、新たに競争入札有資格者名簿に登載され、当該排除措置の期間が満了していない場合は、名簿登載後、当該排除措置の期間が満了するまでの間は、競争入札参加停止措置が行われているものとみなす。

（競争入札参加停止等又は競争入札参加資格取消しの委員会審議）

- 第5条 企業長は、第2条第1項、第2条の2第1項若しくは第3条第1項から第2項又は第4条第1項から同条第4項までの規定により定める競争入札参加停止等の期間が10力月を超えると、又は第2条第3項若しくは第3条第3項の規定により競争入札参加資格を取り消すときは、福岡地区水道企業団契約事務取扱要綱第3条の規定による入札参加資格等審査委員会（以下「委員会」という。）の審議を経るものとする。ただし、別表第2第9号又は別表第3各号に掲げる措置要件の1に該当する場合の排除措置については、この限りではない。
- 2 企業長は、前項に掲げる場合のほか、第4条第6項又は同条第7項の規定により競争入札参加停止等の期間を変更し、又は競争入札参加停止等を解除するとき（変更前若しくは変更後又は解除前の競争入札参加停止等の期間が10力月を超える場合に限る。）は、委員会の審議を

経るものとする。ただし、別表第2第9号又は別表第3各号に掲げる措置要件の1に該当する場合の排除措置については、この限りではない。

（競争入札参加停止等の通知）

第6条 企業長は、第2条第1項、第2条の2第1項若しくは第3条第1項から第2項の規定により競争入札参加停止等を行い、第4条第6項の規定により競争入札参加停止等の期間を変更し、第4条第7項の規定により競争入札参加停止等を解除し、又は第2条第3項若しくは第3条第3項の規定により競争入札参加資格の取り消しを行ったときは、当該有資格者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、企業長が通知する必要がないと認めるときは、通知を省略することができる。

2 企業長は、前項の規定により競争入札参加停止等又は競争入札参加資格取消しの通知をする場合において、当該競争入札参加停止等又は競争入札参加資格取消しの事由が本企业団の発注に係るものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第7条 企業長は、競争入札参加停止等の期間中の有資格者等及び第2条第3項又は第3条第3項の規定により競争入札参加資格を取り消された者（再び有資格者となった者を除く。）を随意契約の相手方とはしないものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、委員会の審議を経て当該有資格者等を随意契約の相手方とすることができる。

（下請等の禁止）

第8条 企業長は、競争入札参加停止等の期間中の有資格者等又は第2条第3項若しくは第3条第3項の規定により競争入札参加資格を取り消された者（再び有資格者となった者を除く。）が本企业団の契約に係る工事又は製造の請負、委託、物品の購入等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、若しくは資材、原材料等を納入し、又は保証人となることを承認しないものとする。ただし、競争入札参加停止等の期間中の有資格者等について、やむを得ない事由があるときは、委員会の審議を経て当該者が下請し、若しくは受託し、若しくは資材、原材料等を納入し、又は保証人となることを承認することができる。

2 企業長は、有資格者名簿から削除された者であって、当該名簿から削除する前に行った競争入札参加停止等の期間中にある者について、前項の規定に基づき下請等の承認をしないものとする。

（有資格者等の報告義務）

第8条の2 有資格者は、別表第1から別表第3各号に掲げる措置要件の1に該当する事由が発生したときは、当該措置要件に該当する事由の発生から2週間以内に文書により企業長に報告しなければならない。

2 有資格者以外の者は、別表第1から別表第3各号に掲げる措置要件の1に該当する事由が、本企业団の発注に係る契約を履行中の間に発生したときは、当該措置要件に該当する事由の発生から2週間以内に文書により企業長に報告しなければならない。

（未届等の措置）

第8条の3 企業長は、前条に規定する報告を行わなかった者又は報告が遅延した者について、当該報告すべき措置要件に関する競争入札参加停止等の措置を行う場合においては、その措置期間を第4条第4項に規定する範囲内で加算することができる。

（企業団への虚偽申請等に関する措置）

第8条の4 企業長は、故意、過失に関わらず、企業団に対する申請等において事実と異なる内容を示したこと等により、競争入札参加停止等の措置を行う場合においては、その措置期間を第4条第4項に規定する範囲内で加算することができる。

（競争入札参加停止等に至らない事由に関する措置）

第9条 企業長は、競争入札参加停止等を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことがある。

2 企業長は、本企业団の発注に係る契約に関し排除措置を行わない場合において、必要があ

ると認めるときは、当該有資格者以外の者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことがある。

（事案の報告）

第9条の2 各所属長は、別表第1から別表第3各号に掲げる措置要件の1に該当する事案が発生した場合は、遅滞なく総務部長に、また、必要に応じ企業長に文書により報告しなければならない。

附 則

1 この要領は、平成11年9月7日から施行し、同日以後に行う指名停止の措置について適用する。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に行う指名停止の措置について適用する。

附 則

1 この要領は、平成21年8月1日から施行し、同日以後に行う指名停止の措置について適用する。

附 則

1 この要領は、平成21年12月1日から施行し、同日以後に行う指名停止の措置について適用する。

附 則

1 この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に行う競争入札参加停止等又は排除措置の措置について適用する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載) 1 本企業団の発注するものの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札等において、競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加確認資料、若しくは施工体制台帳その他の提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1ヵ月以上6ヵ月以内
(過失による粗雑履行等) 2 本企業団の発注に係る契約（以下「本企業団契約」という。）の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められたときを除く。）、又は工事成績（福岡地区水道企業団請負工事成績評定要領（平成25年1月15日企業長決裁）に基づく評定をいう。）が不良のとき。	1ヵ月以上6ヵ月以内
3 本企業団以外の発注に係る契約（以下「本企業団以外契約」という。）の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	1ヵ月以上3ヵ月以内
(契約違反等) 4 第2号に掲げる場合のほか、本企業団契約に関し、次に掲げるア、イ又はウに該当すると認められるとき。 ア 正当な理由のない履行遅滞 イ 正当な理由がなく契約を締結しないとき ウ ア又はイに掲げる場合のほか、契約に違反し、契約の相手方として不適当	1ヵ月以上4ヵ月以内 1ヵ月以上4ヵ月以内 1ヵ月以上4ヵ月以内
(公衆損害事故) 5 本企業団契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	1ヵ月以上6ヵ月以内
6 本企業団以外契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	1ヵ月以上3ヵ月以内
(作業関係者事故) 7 本企業団契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、作業関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	1ヵ月以上4ヵ月以内
8 本企業団以外契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、作業関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	1ヵ月以上2ヵ月以内

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄) 1 次のア、イ又はウに掲げる者が本企業団の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。） イ 有資格者の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。） ウ 有資格者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。） 2 次のア、イ又はウに掲げる者が本企業団以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人 (独占禁止法違反行為) 3 本企業団契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 4 本企業団以外契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (談合等) 5 本企業団契約に関し、有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 6 本企業団以外契約に関し、有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が談合又は公契約関係競売等妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (不正又は不誠実な行為) 6の2 本企業団契約において、虚偽の書類の提出等不正な手段により本企業団より業務委託料等の支払いを受け、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 7 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、労働基準法等違反その他業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	12ヵ月以上24ヵ月以内 9ヵ月以上18ヵ月以内 6ヵ月以上12ヵ月以内 9ヵ月以上18ヵ月以内 6ヵ月以上12ヵ月以内 3ヵ月以上6ヵ月以内 12ヵ月以上24ヵ月以内 8ヵ月以上24ヵ月以内 12ヵ月以上24ヵ月以内 逮捕又は公訴を知った日から 8ヵ月以上24ヵ月以内 12ヵ月以上24ヵ月以内 1ヵ月以上24ヵ月以内

措置要件	期間
8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 （暴力団関係） 9 次の各号のいずれかに該当するものとして、福岡県警察本部から通知があり、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（暴対法第2条第6号に規定するもの（構成員とみなされる場合を含む。）以下「構成員等」という。）に対して、資金的援助又は便宜供与をしたとき。 イ 構成員等であることを知りながら、その者を雇用し若しくは使用しているとき。 ウ 暴力団又は構成員等であること又は構成員等が経営に事実上参加していることを知りながら、その者と下請契約若しくは資材、原材料等の購入契約を締結したとき。 エ 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等（以下「暴力団等」という。）を利用したとき。 オ 個人、法人の代表役員等若しくは一般役員等（以下「役員等」という。）又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等を利用したとき、又は暴力団等に資金的援助若しくは便宜供与をしたとき。 カ 役員等又は使用人が、暴力団等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有しているとき。 10 本企業団契約に関し、受注者、下請負人又は資材、原材料業者等が、暴力団等から不当介入を受け、あるいは不当介入による被害を受けたにもかかわらず、企業長への通報及び所轄の警察署へ通報又は届出をしなかったとして、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	2ヵ月以上12ヵ月以内 12ヵ月以上24ヵ月以内を経過し、かつ、暴力団又は構成員等との関係がなくなつたと通知があるまで 3ヵ月

別表第3 入札参加資格の取り消し基準

措 置 要 件
1 役員等（役員等として登記又は本企業団若しくは関係機関に届出がされていないが、経営に事実上参加している者を含む。）が暴力団の構成員等であるとして、福岡県警察本部から通知があり、契約の相手方として不適當であると認められるとき。 2 次の各号に該当するとして、福岡県警察本部から通知があり、役員等が禁こ以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは暴対法、刑法、暴力行為等処罰に関する法律若しくは福岡県暴力団排除条例等の規定により罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。 （次の各号に該当する事実と当該容疑又は当該刑の対象となった行為との関連性を認めることが相当である場合に限る。） ア 暴力団等に対して、資金的援助又は便宜供与をしたとき。 イ 構成員等であることを知りながら、その者を雇用し若しくは使用しているとき。 ウ 暴力団等であること又は構成員等が経営に事実上参加していることを知りながら、その者と下請契約若しくは資材、原材料等の購入契約を締結したとき。 エ 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等を利用したとき。 オ 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等を利用したとき、又は暴力団等に資金的援助若しくは便宜供与をしたとき。 カ 役員等又は使用人が、暴力団等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有しているとき。

備考

別表第2第1号、第2号、第5号又は第6号に掲げる容疑により関係者が書類送検された場合は、情状により当該容疑により逮捕されたものとみなして、この要領を適用することができる。